

「オフサイト検査モニター」の集計結果について

概 要

- ◇ 金融庁では、「金融検査に関する基本指針」の適切な運用を確保し、検査マニュアルの機械的・画一的な運用を防止する等の観点から、検査モニターを実施しています。
- ◇ 検査モニターには、検査局や財務局の各幹部が検査先の金融機関へ赴き、検査の実施状況などについて直接ご意見を伺う「オンサイト検査モニター」と、それを補完するものとして、アンケート方式によりご意見を受け付ける「オフサイト検査モニター」があります。
いずれの検査モニターも、金融機関から金融検査に対する忌憚のないご意見を伺うことのできる有用な機会であると考えています。
- ◇ 今般、平成 26 事務年度に実施した検査に関する「オフサイト検査モニター」のアンケート結果を取りまとめましたので、公表いたします。

アンケート要領

- ◇ アンケートは、以下の2種類について、「1(妥当)」「2(概ね妥当)」「3(あまり妥当ではない)」及び「4(妥当ではない)」の4肢択一方式で回答していただくものです。
 - <アンケート①> 検査執行状況等に関する事項
 - <アンケート②> 検査結果通知に関する事項

(参考) 対象先、回収率

<アンケート①>

対象先: 225 先 (26 年 7 月以降 27 年 6 月末日までの間に立入検査を終了した先)

回収率: 98.7% (222 先)

<アンケート②>

対象先: 174 先 (26 年 7 月以降 27 年 6 月末日までの間に検査結果を通知した先)

回収率: 99.4% (173 先)

アンケート①結果(総括)

アンケート結果(別紙参照)は、全 27 項目の合計として、「1(妥当)」とする割合が 71.4%(前事務年度 66.9%)、「2(概ね妥当)」とする割合が 27.0%(同 31.8%)となりました。

また、「1」と「2」を合わせた割合は 98.4%(同 98.7%)となりました。

アンケート①結果(項目ごとの状況)

アンケート結果を項目別にみると、全 27 項目のうち 24 項目で「1(妥当)」と「2(概ね妥当)」を合わせた割合が 97%を超えています。

一方で、「3(あまり妥当ではない)」と「4(妥当ではない)」を合わせた割合が比較的高い項目も認められます。「3」と「4」を合わせた割合が3%を超えている項目は以下のとおりとなっています。

- ◇ 「検査の時期」・・・「3」と「4」を合わせた割合 9.1%(前事務年度 9.6%)
 - ▶ 「検査の時期が金融機関の決算期、株主総会やイベント等の繁忙期と重なり負担感を感じた」などのご意見がありました。
- ◇ 「準備期間」・・・同 4.1%(同 2.4%)
 - ▶ 「予告から事前説明会や立入開始までの期間が短かった」などのご意見がありました。
- ◇ 「検査期間」・・・同 3.7%(同 3.2%)
 - ▶ 「検証カテゴリーの数に比べて、検査期間が長かった」などのご意見がありました。

これらのご意見に対しては、以下のポイントについて、引き続き内部研修等の機会を通じて本庁検査官や各財務局に対する指導を徹底してまいります。

- ◇ 検査日程や資料の提出期限等の設定に当たり、要望聴取に努めることにより金融機関の負担にできる限り配慮する。
- ◇ オンオフ一体のモニタリングを進めていく中で、事前分析を充実させることにより、金融機関の規模・特性等を踏まえた一層メリハリのあるモニタリングを実施する。

自由記載欄におけるご意見について

- ◇ 自由記載欄におけるご意見については、以下のような内容が寄せられています。

<検証範囲や資料の提出等>

- 「検査対象カテゴリーが絞られていたことから、経営課題についてより深い内容で検査を受けることができた」、「資料提出について、従来の検査と比較してかなり柔軟になった」など評価するご意見が 33 先
- 「備え置き資料をもう少し有効に活用して欲しい」、「事前提出資料と同一資料を立入期間においても求められ、また、同一資料を別々の検査官から求められた」など改善を求めるご意見が 19 先

<双方向の議論等>

- 「双方向の議論を通じて納得いくまで議論ができた」、「双方向の議論から自主的な問題の解決方法について整理を行うことができた」など評価するご意見が 49 先
- 「事実確認の際、あらかじめ答えがあり、誘導されているのではないかと思えた」、「文書・資料の提出が中心となったため、議論する時間をもう少し取って欲しい(水平的レビュー)」など改善を求めるご意見が 14 先

<その他の項目>

- 「金融モニタリング基本方針のもと、実際に検査を受け、前回までの検査と大きく変わったことを認識し大きな変革を感じた」
 - 「検査の進め方が従来と異なっていたため、スケジュール感が掴めず、やや戸惑った」
 - 「新しい金融モニタリング基本方針については、効率的な検査を実施するために合理的なことだと思うが、定期的な見直しなどを通じ、より効率的で実効性のあるモニタリング体制の確立を期待する」
 - 「より一層の認識共有のため、役員と検査官との意見交換の場を増やして欲しい」
 - 「ベストプラクティスに向けて、参考になる好事例等をより多く提示して欲しい(水平的レビュー)」
- などのご意見がありました。

アンケート②結果(検査結果通知書について)

アンケート結果を項目別にみると、「通知書の内容」については、「1(理解しやすい)」とする割合が83.2%(前事務年度は81.6%)、「2(概ね理解しやすい)」とする割合が16.2%(同18.4%)となり、「1」と「2」を合わせた割合は、99.4%(同100.0%)となりました。

また、「通知書の交付までの期間」については、「1(適当)」とする割合が80.3%(同78.9%)、「2(概ね適当)」とする割合が17.3%(同18.8%)となり、「1」と「2」を合わせた割合は、97.6%(同97.7%)となりました。

終わりに

金融庁では、検査モニターにおいて寄せられた種々のご意見を踏まえ、一層適切かつ効果的・効率的な検査の実施に努めてまいりますので、各金融機関におかれましては、検査モニターを含めた金融モニタリングのあり方について、忌憚なきご意見をお寄せください。

今後とも検査モニターについての皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

(以 上)

照会先:
検査局総務課検査モニター・意見申出係
Tel: 03-3506-6000(内線 2771、2530)